

## その他（１０）

愛知万博の成功は関係者の努力の結果と敬意を表している。分配金についても有効にして、透明性のある活用を強く希望する。（名古屋市、70代男性）

〔回答〕

愛知万博の運営収支残（剰余金）については、万博の基本理念を継承し発展させていくための使途を財団法人2005年日本国際博覧会協会が検討しているところです。

同財団では、各界の有識者から構成される委員会を設置し、そこで地元関係者の意見も聴きながら剰余金の具体的な使途について検討を進めており、その結果を踏まえて決定する予定になっていますが、最終的には国の許可を得ることが必要です。

現段階では、この剰余金の配分先、配分額はまだ確定しておりませんが、本県としましても愛知万博の基本理念を継承発展させ、活力ある地域づくりに生かすため、有効に活用してまいりたいと考えております。【産業労働部】

広報あいちは、毎月第1日曜日に新聞に掲載されているが、新聞を取っていないので知らなかった。市町村広報誌に入れてもらえないか。（大府市、30代女性）

〔回答〕

ご指摘の通り、新聞を購読していない世帯の皆さんへ県政情報をお知らせするため、市町村広報誌に県政情報を掲載することも、有効であると考えています。そのため毎月1回、市町村に対して県政情報をまとめた「広報資料『愛知だより』」を発行して、市町村広報誌への転載をお願いしています。

また、「広報あいち」を始め様々な県政情報については、インターネットの愛知県のホームページ（URL <http://www.pref.aichi.jp/koho/paper/>）でも詳しくご覧いただくことができます。

なお、平成18年7月2日発行の「広報あいち」は、新聞掲載の方法によらず、別刷り、カラー4ページのタブロイド判とする予定です。新聞への折込みでお届けしますが、最寄りの県民生活プラザや県の施設、市役所等でも配布します。

お手数ですが、時間がゆるせばこれら施設の窓口をお訪ね下さり、手に取っていただきたいと存じます。【知事政策局】

ビルの屋上や電柱などの広告を減らし、美しい県にしてほしい。（名古屋市、60代女性）

〔回答〕

確かにわが国は、戦後すばらしい経済発展を遂げた一方で、ケバケバしい看板や周囲と不釣り合いな広告物が雑然と立ち並ぶなど、美しい景観への配慮が欠けたところも見受けられるのが現状です。こうした反省から、国では、平成16年6月に「景観法」を制定し、国の重要な施策として美しい国づくりに取り組んでいるところです。愛知県でも、こうした国の動きを受け、「美しい愛知づくり条例」を定めました。これにより、景観に対する県民の皆さんの意識を高めていただくための活動をはじめ、県民の皆さんや市町村、事業者、NPOなどと連携、協働しながら、良好な景観づくりを推進してまいります。

こうした取り組みのひとつとして、屋外広告物の規制があります。愛知県でも、不適切な屋外広

告物は街の景観を阻害する大きな要因であり、その是正は優先的に取り組むべき課題と考えています。屋外広告物については、「屋外広告物法」及び「愛知県屋外広告物条例」によって、屋外広告物の表示の仕様や場所、屋外広告業者の行う手続きなどについて具体的なルールが定められていますが、このたびの景観法の制定にともなって、これらの一部が改正されました。

主な改正の内容は、従来、屋外広告業を営む者については届出制であったものが、新たに知事の登録を受けることが必要となりました。改正後も屋外広告物の仕様や場所などについて審査を行いますが、この登録制度の導入によって、例えば、法令に従わない悪質な広告業者については、登録を取り消すなどの行政処分が可能となり、不適切な屋外広告物に対してより強い規制をすることができるようになりました。

また、道路内に広告物を設置することについても、自動車運転者の視覚を害し、美観上も好ましくないため、極力抑制することとしています。そのため道路占用の許可基準を設け、美観風致を損なわない広告物のみ掲出を許可することとしております。道路内の不法広告物については、道路管理者（名古屋市内の県道は名古屋市となります。）が指導を行っておりますので、お気づきの点がございましたら、お手数ですが当該県道を所管する建設事務所に御一報ください。

今回の御意見・御要望については名古屋市にも伝えました。広告物ではありませんが、ご意見・ご要望にありました電柱についても、道路内に設置された電柱に関しては、現在「無電柱化推進計画」にもとづき、良好な都市景観・住環境の形成、歴史的町並みの保全等が必要な地区において、電線類を地中にまとめて設置するための共同溝を設置し、道路内の無電中化に取り組んでおります。

貴重な御意見・御要望をいただきありがとうございました。これからも美しい景観及びよりよい道路を目指し、不法、不適切な広告物の適正対処に努めてまいります。今後も一層のご理解とご協力をお願いします。

【建設部】

今年と昨年とでは固定資産税の額が大きく違うような気がする。土地税法が変わったと聞いたが県条例なのか、国法なのか。（豊橋市、50代女性）

〔回答〕

固定資産税（土地）のうち住宅用地については、次のとおり求められます。

課税標準額×税率 = 税額

課税標準額がA（価格×住宅用地特例率）の8割から10割が本来の税負担になりますが、そこまで達していない土地については、Aの5%がアップします。また、2割以下の土地（本来の税負担よりかなり低い土地）については、2割までアップします。

（住宅用地特例率：200㎡以下の部分 = 1/6、200㎡超の部分 = 1/3）

今回の事例では、上記の措置により、宅地については5%アップ、同様に、雑種地については2割までアップしたものと思われます。

同じ価格であれば同じ税負担となるのが本来の姿ですが、地域や土地によってばらつきが残っている状況にありますので、本来の税負担に近づけるためにこのような措置が取られています（平成18年度から本来の税負担に近づけるスピードが速くなるように改正されました。）。この措置は、地方税法の規定に基づくものであって、県や市町村の条例によるものではありませんので、全国一律の仕組みとなっております。

なお、固定資産税は市町村税であり、その課税は原則として固定資産所在地の市町村となっておりますので、詳しくは固定資産所在地の市町村にお尋ねください。 【総務部】

春日井市会議員補欠選挙の被選挙数の訂正について、途中でミスに気がつかなかったのは残念だ。  
(春日井市、60代男性)

〔回答〕

市町村長選挙、市町村議会議員の選挙については、市町村選挙管理委員会が管理・執行することとなっておりますが、県選挙管理委員会としては、今回のことを契機として、県内市町村選挙管理委員会に対して、法令の解釈に、細心の注意を払うよう選挙の適正な管理・執行について注意喚起を促す通知をしました。

また、市町村長選挙が行われる毎に新たに作成した確認票により、市町村選挙管理委員会から報告を受ける等連絡を密にすることとしたところです。

今後とも適正で明るい選挙が行なわれますよう取り組んでまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いします。 【総務部】

10月の航空祭について、ブルーインパルスの展示飛行の中止を申し入れていると聞くが、最もだと思う。住民の静穏な生活環境の確保を、周辺住民の一人として望む。(春日井市、30代女性)

〔回答〕

小牧基地に対しましては、これまでも騒音等について地元の理解が得られるようにしていただきたい旨伝えております。このたび御意見をいただきました内容につきましても、機会をとらえて伝えるとともに、騒音への一層の配慮を求めてまいります。

なお、特に著しい航空機騒音の事例がございましたら、当該航空機の飛行日時、機種の特長などを御確認の上、当課(電話052-954-6129)又は名古屋空港(指定管理者:名古屋空港ビルディング(株)空港管理部電話0568-29-1600)へ御連絡ください。運航者が特定できた場合には、運航者に対し、御意見の内容を伝え、より騒音に配慮した運航を求めてまいります。 【地域振興部】

愛知県の予算の編成・執行等下記について教えてほしい。(1) 予算がどのような経緯を経て作成され決定(議会承認)されているか。(2) 決定された予算の執行にあたって、どのような考えで実行をしているか。(3) 予算の執行とその効果の測定。(4) 不正使用の防止。(・正しい支出の検証・牽制制度の検証)(5) 外郭団体を含めた不正の防止。(小牧市、60代男性)

〔回答〕

(1) 予算がどのような経緯を経て作成され決定(議会承認)されているか?

予算の作成につきましては、副知事より各部局に対して次年度の予算編成の基本的な考え方についてまとめた「予算編成方針」が示され、これに基づき各部局から財政課へ現場の声や県民の方々のニーズ等を反映させた予算要求がなされます。この予算要求に対し担当部局から意見を聞きながら財政課が調整等を行い、重要な案件については最終的には知事が査定を行うこともあります。こうして編成された予算案が議会に提出され、十分な審議、議決を経た後成立します。

#### 予算編成の主なスケジュール

- ・ 予算編成方針通知・・・10月中旬
- ・ 予算調整～査定（財政課～知事まで）・・・11月中旬から1月下旬
- ・ 記者発表・・・2月中
- ・ 議会での予算審議・・・2月～3月

【総務部】

#### （2）決定された予算の執行にあたって、どのような考えで実行をしているか？

支出の優先順位や時期の決定につきましては、基本的には各部局において策定される執行の計画に沿ってなされておりますが、例えば建物の修繕等の予算を執行する場合において、耐久年数や損傷状況等を加味した上で緊急性、必要性の高いものから支出するようにするなど、適切かつ柔軟な予算執行がなされるようにしております。また支出先の選定においては、公平性、透明性を確保するため入札制度等を通して決定されております。

【総務部】

#### （3）予算の執行とその効果の測定

予算で残余が発生した場合につきましては、決算、監査を経て残余额及びその原因を究明しており、その結果をもとに次年度への事業繰越を適宜検討しております。

また予算の無駄な支出をさけるため、重要な経費については適時必要額が財政課から各部局に配当されるようになっております。そのほかにも本県では行政評価制度を導入しており、あらゆる観点から事務事業の評価を行った上で効果を測定し、業務改善に役立てております。

【総務部】

#### （4）不正使用の防止（・正しい支出の検証 ・牽制制度の検証）

各部局が執行する支出については、本庁においては出納長が、地方機関においては出納長から事務の委任を受けた出納員が、その支出が予算や法令に適合しているかなどの審査をすることにより、不正支出を防止する役割を果たしております。

また、出納事務局は、地方機関を対象に会計指導検査を定期的を実施し、不正支出の防止に努めております。

【出納事務局】

#### （・正しい支出の検証）

地方自治法の規定に基づき、長から独立した機関として監査委員が置かれており、公金の支出など財務に関する事務について監査をしております。

監査委員は、県の全機関518機関に対し、毎年1回これらの監査を行っており、監査の実施にあたっては、関係書類の検査、職員からの説明・聞き取り等により厳正に行ってまいりました。

その結果につきましては、不適正な事例の指摘もいたしてありまして、その是正の状況については報告を求めるとともに、その是正措置の状況も含め、県公報に登載するとともに、監査委員事務局のホームページに登載し、どなたにも閲覧していただくことが出来るようにいたしております。

【監査委員事務局】

#### （5）外郭団体を含めた不正の防止

本県では、人材の育成及び有効活用を図るとともに、不正防止対策として、毎年4月1日付けで実施する定期人事異動において、同一職場で同一業務に長年従事している職員の配置換えを積極的に行っております。

特に、許認可関係事務、契約関係事務、経理関係事務及び監督・監視関係業務など権限を有する事務に従事している職員は、原則、4年を限度として配置換えを行っているところであります。

【総務部】

公安委員会の選任手続きはどのように行われているか。また、公安委員会の庶務を取り扱う職員はどのような立場の人が行っているのか。 (名古屋市、30代男性)

〔回答〕

公安委員の選任について

愛知県公安委員の選任については、警察法第39条に基づき、委員5人のうち、3人は愛知県人事課において候補者を選定し、愛知県知事が愛知県議会の同意を得た後に任命しています。また、他の2人は、名古屋市長が名古屋市議会の同意を得て推薦し、愛知県知事が任命しています。よって、愛知県警察本部は公安委員の任命に関与しておらず、いただきました御提言にある、「県警の側の意思が入り込む余地のないような選出方法」を実施しています。

公安委員会の庶務を取り扱う職員について

愛知県公安委員会の庶務につきましては、警察法第44条に基づき、愛知県警察職員が従事しています。 【警察本部】

包括外部監査制度について愛知県の高評価を知った。今後も情報公開など積極的に行い、より開かれた行政を実行して欲しい。 (小牧市、60代男性)

飼えなくなったからという理由で、動物達が簡単に保健所などで処分されている。また、道路などで死んでいる動物はゴミと一緒にだと聞いて胸を傷めている。善処して欲しい。

(名古屋市、30代女性)

〔回答〕

この度は、動物愛護行政に関して貴重なご意見をいただきありがとうございました。

昨今のペットブームの中、動物が家族の一員として可愛がられている一方で、安易な気持ちで動物を飼い始め、世話を続けることが出来なくなったり引き取りを求めたり、動物の不適切な取扱いをするなどの問題が見受けられます。本県では、愛知県動物保護管理センターが、犬やねこなどの愛護に関する業務を行っており、不幸な犬やねこを増やさないように飼い主のモラルの向上を目的として、「しつけ教室」や「適正飼養講習会」等の事業を実施しています。また、収容したり、引取った犬やねこを社会復帰させるための「家族探し」等の動物愛護事業に積極的に取り組んでいます。(事業の詳細につきましては、愛知県動物保護管理センターのホームページ

<http://www.pref.aichi.jp/douai/> をご参照ください。)

なお、犬やねこの引取りに際しては、動物は終生飼養すべきであることを説明し、再度継続して

飼養するか、飼い主の責務として新たな家族を探すよう指導したうえ、やむを得ない事情があると認めただけの場合にのみ、引取るようにしています。

道路で死んでいる動物の取扱いについては、一般的には市町村の清掃担当部局に処理をお願いしており、市町村によっては、動物専用の施設で焼却しています。

平成18年6月1日に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正されました。これにより、ペットショップ等の動物取扱業に関する規制が厳しくなり、また、動物に対する虐待等についても罰則が強化されました。

本県におきましても、今後とも、動物取扱業の監視指導及び動物愛護思想の普及啓発事業を含め、人と動物が共生できる心豊かな社会の実現を目指し、より一層力を注いで取り組んでまいりますので、よろしく申し上げます。

【健康福祉部】